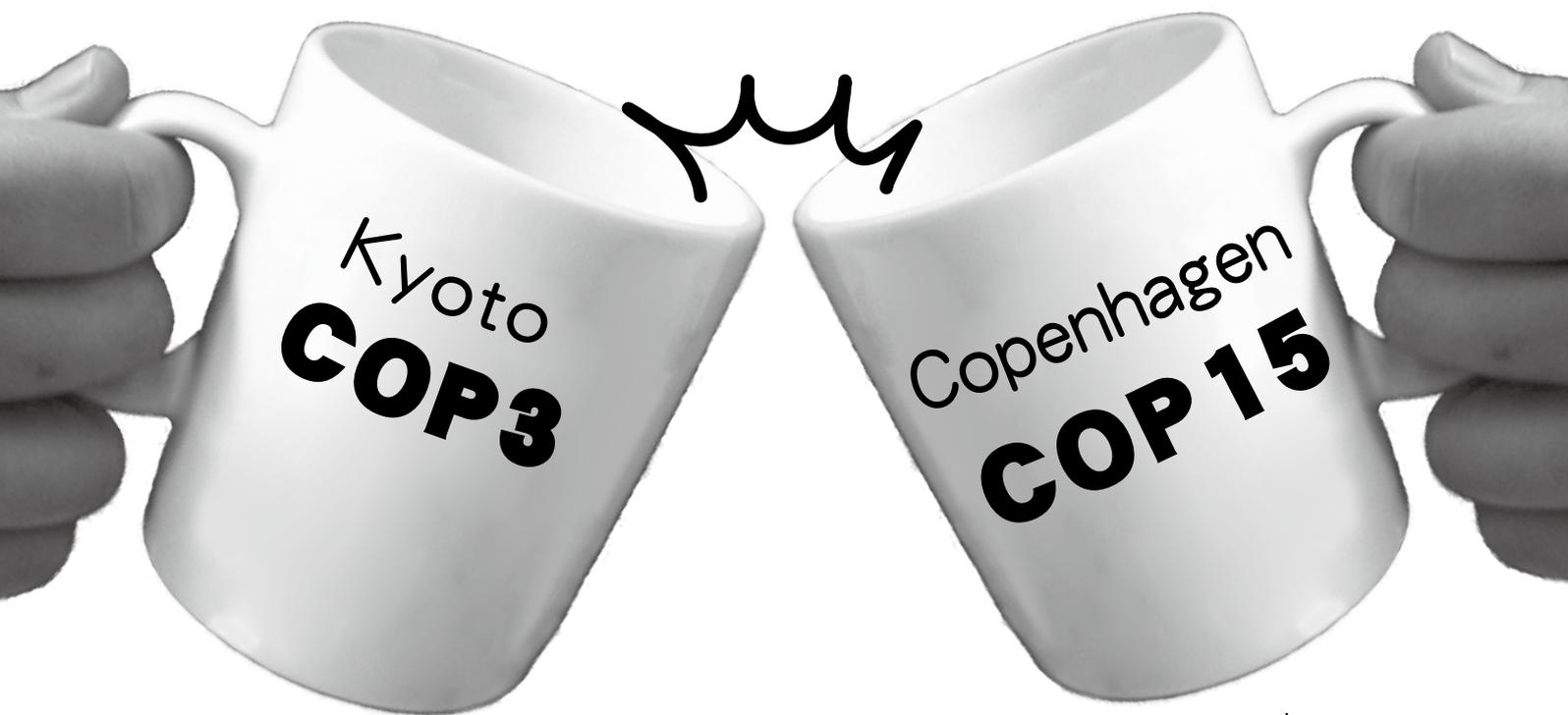


わかる!

コペンハーゲン会議 (COP15)

- 地球温暖化をめぐる国際交渉の基礎 -



2009年6月

発行：気候ネットワーク

2009年12月、 コペンハーゲンで、地球の未来が決まる。

私たちにとって、そして未来の子どもたちにとって危険な地球温暖化問題。
この問題を解決するために日本で誕生した画期的な国際的約束が、京都議定書です。

京都議定書は、2008年から2012年までの5年間、1990年比で、先進国全体で、6種類の温室効果ガスを5.2%削減することを義務づけています。例えば、日本は温室効果ガスを6%削減する義務を負っています。

京都議定書は、世界全体が地球温暖化問題の解決に向けて動き出すきっかけとなっています。

しかし、2013年以降どのように対策を進めるのかについては、まだ国際的な枠組みはありません。地球温暖化問題を解決するためには、世界全体の排出削減が必要で、2013年以降、世界が一丸となって対策を進める必要があります。この2013年以降の次期枠組みについては、2009年12月にデンマークの首都コペンハーゲンで開催される「地球温暖化防止コペンハーゲン会議（気候変動枠組条約第15回締約国会議 / 京都議定書第5回締約国会合）」で決まることになっています。

この冊子では、これまで国際社会はどのように地球温暖化問題に対応してきたのか、これまでの国連の交渉会議の流れと、コペンハーゲン会議に向けた動きを紹介します。また、現在おこなわれている2013年以降の次期枠組み交渉の重要な論点と日本の現状などを取り上げ、次期枠組み合意成立のポイントをわかりやすく解説します。

C o n t e n t s

イントロダクション	P2
国際交渉年表	P3
これまでの国際交渉	P4-7
次期枠組み交渉の論点	P8-9
日本の現状	P10
日本の立場	P11
国際交渉・重要用語	P12-14
もっと詳しく知るために	P15

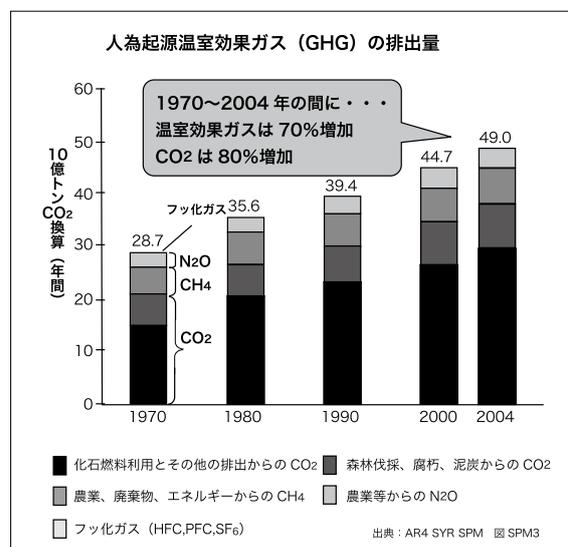


阿蘇にしはらウィンドファーム © 気候ネットワーク

地球温暖化問題をめぐる国際交渉 年表

	できごと
1985年	フィラハ会議（気候変動に関する科学的知見の整理のための国際会議）
1988年	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設立
1990年	政府間交渉委員会で気候変動枠組条約の交渉開始
1992年	気候変動枠組条約の採択
1994年	気候変動枠組条約の発効
1995年	COP1（ドイツ・ボン）、京都議定書の交渉開始
1996年	COP2（スイス・ジュネーブ）
1997年	COP3（日本・京都）、京都議定書の採択
1998年	COP4（アルゼンチン・ブエノスアイレス）
1999年	COP5（ドイツ・ボン）
2000年	COP6（オランダ・ハーグ）
2001年	アメリカが京都議定書から離脱
	COP6 再開会合（ドイツ・ボン）、ボン合意の成立
	IPCC 第3次評価報告書
2001年	COP7（モロッコ・マラケシュ）、マラケシュ合意の成立
2002年	COP8（インド・ニューデリー）、日本が京都議定書を批准
2003年	COP9（イタリア・ミラノ）
2004年	COP10（アルゼンチン・ブエノスアイレス）
2005年	京都議定書発効
	COP11・CMP1（カナダ・モントリオール）、京都議定書の下での特別作業部会設立
2006年	COP12・CMP2（ケニア・ナイロビ）
2007年	COP13・CMP3（インドネシア・バリ）、バリ行動計画の採択、条約の下での特別作業部会設立
	IPCC 第4次評価報告書
2008年	COP14・CMP4（ポーランド・ポズナニ）
2009年	COP15・CMP5（デンマーク・コペンハーゲン）

過去約30年間にわたって地球温暖化防止のための国際的な取り組みが進められてきました。しかし、世界全体の温室効果ガス排出量は依然として増え続けています（右図）。



■地球温暖化問題への関心の高まりと気候変動枠組条約の誕生

1985年のオーストリアで開催されたフィラハ会議をきっかけに地球温暖化問題への危機感が国際的に広がりました。1988年には、地球温暖化に関する最新の科学的な研究成果を整理・評価し、報告書を作成することを目的に、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設立されました。1990年に、IPCCの最初の報告書「第1次評価報告書」が発表されました。この報告では「過去100年に地球平均気温は0.3～0.6度上昇した。人間の産業活動が主な原因と見られる」等といった指摘がなされ、地球温暖化問題に対処するための国際的な条約が必要だという認識が国際的に高まりました。地球温暖化は、もはや世界にとって無視することのできない問題となりました。

これらの動きを受け、国連総会で、1992年までに国際条約をつくることを目指して交渉を開始することが決まりました。2年間にわたる国際交渉の結果、1992年5月に気候変動枠組条約が採択されました。この条約は、世界各国が協力して地球温暖化問題に対処することに合意した初めての国際的な約束で、190カ国以上が加盟する普遍的な条約です。

気候変動枠組条約の概要

目的	気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること
原則	「共通だが差異ある責任原則」…先進国が率先して対策を講じなければならないこと 「予防的アプローチ」…科学的に不確実性があることを理由に対策を先延ばししてはならないこと
締約国の行動	先進国の温室効果ガス排出を2000年までに1990年レベルに安定化させるための政策措置をとる。 全ての締約国が自国の排出量を条約事務局に通報する。

■京都議定書の採択 – 具体的な削減に向けて

気候変動枠組条約は、世界が初めて地球温暖化問題に対処するために合意したという意味では画期的なことでした。しかし、条約に掲げられた目標は努力目標であったため、世界の温室効果ガスの排出量は増え続けました。国際社会がもう一步踏み込んだ温暖化対策をするためには、新しい国際的な約束が必要でした。

そこで、1995年にドイツのベルリンで開かれた気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）では、1997年までに、新しい国際約束（＝京都議定書）をつくることを目指して交渉を開始することに合意しました。

2年間の集中的な交渉の末、1997年12月、京都で開催された第3回締約国会議の会期を1日延長した12月11日に京都議定書が全会一致で採択されました。



COP3の様子 © 気候ネットワーク

京都議定書の概要

先進国の削減目標		<ul style="list-style-type: none"> 先進国全体が、2008年～2012年の間に、1990年比で少なくとも5%温室効果ガスを削減する法的義務をもつ。 例) 各国の削減義務は、EU8%、米国7%、日本6%等
目標達成のための手段	京都メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 自国内で削減する他に、他国で削減した分を自国の目標達成に利用できる「京都メカニズム」が盛り込まれた。 (1) クリーン開発メカニズム (CDM)、(2) 共同実施 (JI)、(3) 排出量取引 (ET)
	森林による吸収量のカウント	<ul style="list-style-type: none"> 1990年以降の植林・再植林・森林減少による温室効果ガスの吸収・排出分を数値目標の達成に算入する。
発効の条件		<ul style="list-style-type: none"> 条約の締約国が55カ国以上批准すること 先進国の1990年時点のCO₂総排出量の55%を占める国が批准すること

■ 京都議定書の運用ルールをめぐる交渉と京都議定書の発効

京都議定書では、先進国に対して拘束力のある数値目標を設定することができました。しかし、その数値目標を達成するための手段等に関する詳細な運用ルールについては決定することはできませんでした。そのため、1998年のCOP4では、2年後のCOP6までに京都メカニズムや森林吸収の扱い等の詳細な制度を決定することに合意しました。しかしCOP6では森林の吸収量をカウントする方法について、各国の利害対立が激しく、交渉は決裂し、合意に至ることはできませんでした。またCOP6の翌2001年、温室効果ガス排出量世界1位である米国のブッシュ政権が京都議定書交渉からの離脱を表明したため、京都議定書交渉は行き詰まり、さらには、正式な国際的な法律となることなく死文化してしまうのではないかと危惧されました。しかし、世界各国は逆に結束し、2001年7月、ボンで開かれたCOP6再開会合では、ボン合意が成立。同年、モロッコのマラケシュで開催されたCOP7では、ついに京都議定書の運用ルールを定めた「マラケシュ合意」が成立しました。

京都議定書が正式な国際法となるためには、条約締約国の55カ国以上の批准と、先進国の1990年時点のCO₂総排出量の55%を占める国が批准することが必要でした。世界最大の排出国である米国が京都議定書の交渉から離脱することで、2番目の条件を満たすことが非常に難しくなると考えられました。EU各国をはじめとする国々が批准をしたことから、日・露が批准すれば発効できるという状況になりました。2002年2月に、日本が京都議定書を批准。そして、2004年11月、ロシアが京都議定書を批准したことで、発効するための2つの要件が満たされました。こうして、2005年2月16日に京都議定書は発効し、現在、京都議定書には182の国と1の地域 (EC) が批准しています。

世界中が京都議定書の発効を待っていました。日本では、京都議定書の発効にあわせて記念パレードが行われました。



■ 京都議定書の成果と課題

京都議定書によって、2008～2012年の間における国際社会の取り組みが決まりました。「世界最大の排出国である米国が不参加で、排出量が増加しつつある途上国に削減義務がない京都議定書は失敗だ」という人もいます。でも、これまで増加することが前提だった温室効果ガスの排出に、初めて国際的に数値目標を設定してその排出削減抑制を法的に義務づけたという点で、京都議定書はとても画期的なものです。

京都議定書は、世界全体の排出削減のための最初の一步を踏み出すことに貢献するものです。その上で、排出削減が必要なことは科学的にも明白ですので、京都議定書の目標を確実に達成し、2013年以降に、さらに大幅な排出削減を進める必要があります。

■ 次期枠組みの交渉が始まる

2005年12月、カナダのモントリオールでCOP11と、同年発効した京都議定書の第1回締約国会議（CMP1）が開催されました。この会議では、京都議定書のもと、2013年以降の次期枠組みにおける先進国の更なる削減義務に関する交渉を始めることが決まりました。

また、その2年後2007年12月にインドネシアのバリで開催されたCOP13/CMP3で、気候変動枠組条約の下に新たな交渉の場として特別作業部会（AWG-LCA）が設置され、京都議定書に入っていない米国や途上国も含めた形での次期枠組みに関する交渉の開始が決定しました。また、これらの次期枠組みに関する交渉は、2009年末に開催されるコペンハーゲン会議で合意することになりました。

Column

本日の化石賞

気候変動枠組条約の締約国会議（COP）などの会議において、世界のNGOネットワーク「気候行動ネットワーク（CAN）」が交渉に最も後ろ向きな発言をする国に贈る不名誉な賞です。残念ながら、日本は国際交渉で後ろ向きの発言が多いため、受賞常連国となっています。



ポズナニ会議（COP14）における化石賞

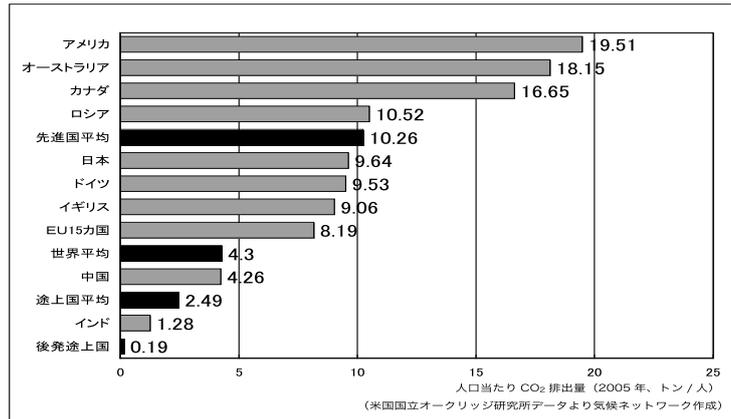
■ 世界全体での排出削減と途上国

2007年に発表された最新のIPCCの報告書からは、今後、世界全体で温室効果ガスの大幅削減を目指すためには、先進国の率先した更なる排出削減に加えて、途上国による積極的な削減が不可欠であることが読み取れます。

途上国の排出削減について考えるとき、大切になってくるのが「共通だが差異ある責任」という考え方です。つまり、温暖化対処のために行動する責任は先進国も途上国も共通にあります。歴史的に大量の排出してきた先進国にはより重い責任があるということです。例えば、国民一人あたり排出

量は、先進国と途上国で大きく違います（右図）。途上国も削減に取り組む必要はありますが、そのためにはまず先進国が率先して対策を進めて、大規模削減を達成することが必要です。

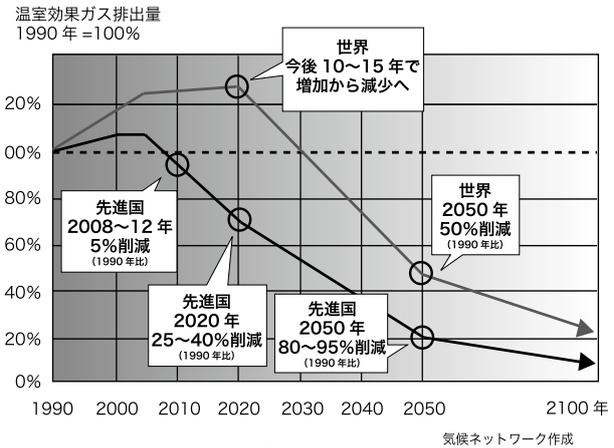
しかし、実際の交渉では、先進国と途上国の隔たりが大きいのが現状です。もし、先進国が、「途上国の排出量は急増している。途上国はもっと参加するべきだ」等と主張すれば、途上国は「先進国の排出量はまだ減っていない。途上国の優先課題は貧困の撲滅だ。先進国こそもっと行動するべきだ」と反論します。さらに、先進国の間でも、また、途上国の間でも、様々な立場の違いがあります。京都議定書の時のように、多くの困難を乗り越えることが必要です。



一人あたりのCO₂排出量

■コペンハーゲンでの合意の重要性

京都議定書の第1約束期間と、その後の2013年以降の第2約束期間の間に隙間をつくらないためには、2009年12月のコペンハーゲンでの合意が必要となります。また、最新の科学によると、2050年頃に向かって低炭素社会を築いていくためには、途中の2020年頃にはそこに向かう道筋に沿って削減していく必要があります（右図）。この未来への道筋をたどる第1歩となるのが、2013年以降の取り決めです。現在も、そのための交渉が続けられています。



日本と世界の排出（削減）経路

2009年後半の次期枠組み交渉のスケジュール（予定）

2009年6月	第30回補助機関会合、第6回AWG-LCA、第8回AWG-KP後半（ドイツ・ボン） →議長草案に基づいて、具体的な交渉が進む
2009年9-10月	第7回AWG-LCA前半、第9回AWG-KP前半（タイ・バンコク） →コペンハーゲンに向けて交渉大詰め
2009年11月	第7回AWG-LCA後半、第9回AWG-KP後半（スペイン・バルセロナ） →コペンハーゲンに向けて交渉大詰め
2009年12月	COP15/CMP5（デンマーク・コペンハーゲン） →コペンハーゲン合意成立（予定）

コペンハーゲン合意が成功すれば、私たちは地球温暖化を防げるかもしれません。しかし、2009年の合意に失敗すれば、私たちと、未来の子どもたちの暮らしと社会が地球温暖化に脅かされることになります。とても難しい交渉ですが、同時にとても重要な交渉なのです。

2013年以降の次期枠組み交渉では、非常にたくさんの論点があります。ここでは、その中から特に重要なものをピックアップします。

■世界の共有のビジョン

地球温暖化問題を解決するための世界全体の長期的な目標を「共有のビジョン (shared-vision)」と呼びます。この言葉は、2007年のバリ会議の合意文書であるバリ行動計画で登場し、次期枠組み交渉における主要なテーマの一つとなりました。共有のビジョンには、次のような論点があります。

まず、「気候変動をどのレベルまでに抑えるのか？」です。気候変動枠組条約では、危険なレベルの気候変動が起きないように大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的にしています。科学的にはどのような濃度や気温レベルになるとどんな影響が出るか示されているものの、どんな濃度レベルが危険でどこまで抑えるべきなのか、世界全体の共通認識はありません。目標の設定を厳しく考えている国もあれば、高い目標を嫌がっている国もあります。また、「どんな長期的目標をつくるのか？」というポイントもあります。京都議定書では目標の単位として温室効果ガス排出量が使われましたが、次期枠組みではこれを継続するのか、新しい方法を使うのか、議論が行われています。



環境 NGO がポズナニ会議で配布したニュースレター。「共有のビジョン (shared vision)」の見出しの下には、一面の空白があり、世界が共有しているビジョンが全くないことを風刺しています。

長期的なビジョンについては、まだ多くの意見が並存しており、共有できていないのが現状です。

■第2約束期間における温室効果ガス削減

共有のビジョンが長期間を対象としているのとは別に、第2約束期間における温室効果ガスの削減目標についても交渉が行われています。基本的には、京都議定書の定める第1約束期間と同じように、「共通だが差異ある責任」原則を考慮し、先進国が率先して温室効果ガスの排出削減を進めることが前提となり交渉が進められています。また、世界全体の排出削減のためには、途上国も何らかの削減行動を行うというのが今の次期枠組み交渉の流れです。

京都議定書において第1約束期間における排出削減義務を負う先進国の更なる削減については、COP13の合意で示され、COP14でも再び登場したIPCCの報告書にも示されている「先進国全体で1990年比2020年までに25～40%削減」ということが主流になってきていますが、これを各国の中でどのようにこの数値が振り分けられるのかなど、議論すべき点はたくさん残っています。

途上国の削減については、様々な提案が行われています。例えば、排出量の多い途上国のGDP当たり温室効果ガス排出量もしくはGDP当たりエネルギー消費量に数値目標を課す義務的なものから、途上国が自主的に国内で行った削減行動を国際的な登録リストに載せ、対策の資金面や技術移転面を強化するといったものがあります。しかし、こちらも議論すべき点は山積しています。特に、途上国が削減を進めるためには、先進国からの技術や資金援助が必要です。

■ 温室効果ガスの削減手段

京都議定書の下では、目標の達成の手段として、自国内でのエネルギー起源の温室効果ガス排出削減だけでなく、森林による排出・吸収量の算入や、京都メカニズム（CDM、JI、ET）を利用することが認められました。次期枠組みにおいても、京都メカニズムを継続することについてはすでに合意されています。継続はされますが、その運用ルールを改善していく方向で交渉が行われています。この流れの中で、CDMの対象事業の種類など、いくつかルールを見直す提案が行われています。ルールの改善は必要ですが、変更によって各先進国内での温室効果ガス削減分が少なくなるような「抜け穴」を増やすことがあってはなりません。

■ 適応

次期枠組みに必要な要素として、適応というテーマがあります。例えば、南太平洋にある島国は、地球温暖化の影響にとっても脆弱な国です。海面上昇などの影響に対して、堤防を造り、生活に支障がないようにするという考えがあります。このような備えを「適応策」と呼んでいます。

しかし、実際のところこのような国に住む人々は、地球温暖化の影響を受け入れつつ生活を続けなければなりません。こういった国々が必要な適応対策は、国や地域によって様々です。いったい何であるのか、具体的にどんな対策を含むものなのか、その定義はまだ定まっていません。適応対策の定義によって、求められる対策が大きく変わるため、一つの重要なテーマになっています。

途上国は、このような適応策を早急に実施するための資金や技術的な支援の必要性を訴えています。影響が大きくなればなるほど、必要となる備えも、それに必要な技術や資金も大きくなります。そのため、世界全体の温室効果ガス排出削減に向けて、すべての国に対し、削減するようとりわけ先進国にもっと大胆に温室効果ガス削減に取り組むことも訴え続けています。



適応策を必要とする南太平洋にある島国・ツバル

© Kyoko Kawasaki/Tuvalu Overview

■ 技術・資金

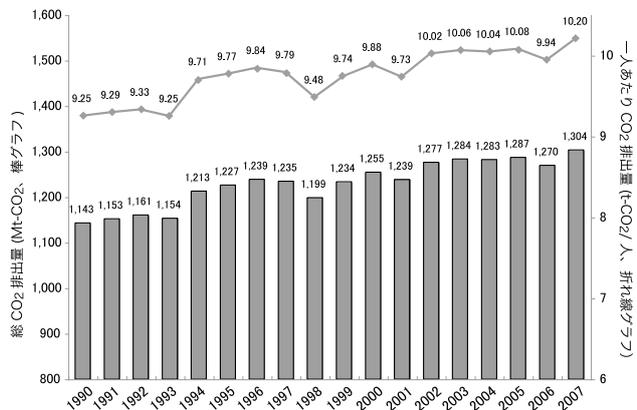
温室効果ガスの排出削減や適応のためには、環境によい技術の開発や移転、普及、また環境によい制度・技術を導入するための資金の確保が不可欠です。途上国の多くは温暖化対策を行う資金や技術が不足している状況です。気候変動枠組条約には、「先進国は途上国に対して、温暖化対策のための技術支援、資金援助をしなければならない」という規定があります。しかし、それは努力義務であり、途上国が必要とするだけの支援が得られているとはいえないのが現状です。

例えば、適応のためには毎年数百億～数千億ドル必要になるという試算があり、その資金源の確保が大きな課題になっています。適応のための基金として、「適応基金」がCOP7で設立され、COP14ではその基本的な方針が決められました。しかし、運用はまだ始まっておらず、始まったとしても圧倒的に資金が足りないのが現状です。さらに資金を集めるための制度を新しく導入するのかどうか、導入するとしたらどんな制度にするのかが、交渉の論点になっています。

日本の人口は世界の2%ながらも、世界で5番目に多く温室効果ガスを排出しています。これは、日本の7倍の人口があるアフリカ全体の排出量と同じです。経済大国として、また排出大国として、温暖化対策における日本の責任と役割は小さくありません。

■ 日本の排出量の推移

1990年以降、日本における温室効果ガスの排出量は増加傾向にあります。2007年度の日本の総排出量は13億7400万トンでした。これは、京都議定書の基準年の排出量（12億6100万トン）と比べて、9%増加していることになります。つまり、京都議定書の1990年比6%の削減の約束とは15%もの差がある状況になっています。



一人あたりCO₂排出量の推移
総CO₂排出量の推移

※ CO₂のみの数値（環境省の資料より）

■ どうして日本の排出量は減らないのか

日本政府は、2005年、京都議定書の目標を達成するための政策、対策の計画である「京都議定書目標達成計画」を閣議決定しました（2008年改定）。しかし、その内容は、脱温暖化社会に向けて、抜本的にこれまでの経済や社会のしくみを見直し、環境税など新しい対策を講じるというのではなく、地球温暖化を進めてきたこれまでと同じ経済や社会のしくみを継続するものになっています。例えば、国内でのエネルギー起源の温室効果ガス削減よりも森林吸収量を確保することや海外で削減した分を買ってこることができる京都メカニズムに頼っています。国内で行う対策についても、エネルギー消費量を抑えるよう見直し、再生可能エネルギーの導入を大幅に増やすような政策をするのではなく、原子力発電施設を増設するような計画となっています。また、日本の排出量の80%を占める産業部門の排出についても、産業界の自主行動計画任せとなっています。

日本が京都議定書の6%削減目標を達成し、次期枠組みに更なる削減をしていくためには、脱温暖化社会を目指し、抜本的に経済や社会を見直すことが必要です。

■ 日本の中長期目標と世界の動向

日本は、福田ビジョンで「2050年に現状比（2005年を想定）で60～80%削減」という長期目標を掲げました。しかし、世界的には、削減目標の基準年は、京都議定書と同様の1990年に設定する方向です。他の先進国では温室効果ガスの大幅削減に野心的な数値が飛び交っています。また、「先進国全体で2020年までに1990年比少なくとも45%減、2050年までに同95%減」と主張する小島嶼国など、全ての先進国が野心的な目標を設定することが望まれています。

2007年のCOP13で、温室効果ガスを低いレベルで安定化させるには、先進国全体が2020年までに1990年比で25～40%の削減をすることが必要であるとの認識が共有されました。先進国の多くが自国の中期目標をすでに明示しています。次期枠組みでの排出削減行動に途上国を巻き込むためには、日本が大幅な削減数値目標を表明することは不可欠です。6月10日に、2005年比で15%削減（1990年比では8%）の目標が発表されましたが、他国からは不十分な目標であるとの批判が出ています。

■進んでいく世界と取り残される日本

先進国の多くは、低炭素経済の構築のための国内法制化がすでに行われていたり、動き始めていたりします。例えば、EU では気候変動対策のための総合政策が合意され、イギリスでは気候変動法が成立するとともに、エネルギー気候変動省が設置されました。また、アメリカではオバマ政権のもと「グリーン・ニューディール」が始動し、他にもドイツやカナダ、オーストラリアでも、削減を確実にする国内法整備が進められています。つまり、日本だけが世界の流れから取り残されているのです。

Column

MAKE the RULE キャンペーン

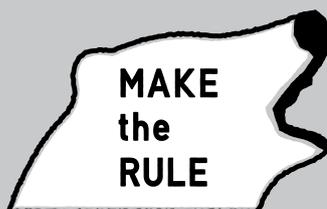
日本の環境 NGO が共同し、地球温暖化を止めるために 2008 年 8 月に国内で開始したキャンペーンが「MAKE the RULE キャンペーン」です。

世界的に対策が求められている今、一人ひとりが声を上げることで大きな流れを作り、政治を動かす必要があります。MAKE the RULE キャンペーンでは、この国に新しいルール（法律）がつけられることをめざします。

そして、MAKE the RULE キャンペーンでは、地球温暖化をくいとめるために、日本国内で、次のことを実現することをめざします。

1. 京都議定書の目標である 6%削減を守り、日本での CO₂ などの温室効果ガスの中長期的な削減目標を定めること。
 - ・ 2020 年には 1990 年のレベルと比べて 30%の削減をすること
 - ・ 2050 年には 1990 年のレベルと比べて 80%の削減をすること
 - ・ 2020 年には一次エネルギー供給の 20%を再生可能エネルギーにすること
2. 温室効果ガスを確実に減らすためのしくみ（ルール）を作ること。
 - ・ CO₂ を減らす人・企業が報われ、CO₂ をたくさん出す人・企業には相応の負担を求める経済社会にすること（炭素税・排出量取引制度など）
 - ・ 再生可能エネルギーを大幅にふやすしくみをつくること（固定価格買取制度など）

CO₂ などの温室効果ガスを中長期にわたって大幅に減らしていくために、法律としてその目標を定めるということは、国の方針としてゆるがないものにするとともに、その時々政権や政治家がきちんとした対処を約束することを意味します。地球温暖化問題が、これから数十年にわたって対処しなければならない問題であるからこそ、「法律」にして約束するという手続きが重要なのです。



www.maketherule.jp

●キャンペーンのウェブサイトはこちら

<http://www.maketherule.jp/dr5/>

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が1988年に共同で設置した機関です。地球温暖化の科学的・技術的（および、社会・経済的）評価を行い、得られた知見を、政策決定者始め、広く一般に利用してもらうことを任務としています。1990年に最初の報告書を発表して以来、4～6年に1回ほどのペースで、地球温暖化の最新の知見についてまとめ発表しています。その内容は、毎回衝撃的で、国際的な取り組みを前に進めるためのきっかけとなっています。

●批准

締約国会議（COP）等で決定した条約や議定書を、各国が国として正式に受け入れる手続きのことです。日本の場合は、衆議院の過半数の賛成が必要です。

●発効

条約や議定書が国際法として効力をもつことです。条約や議定書が規定するそのために必要な条件（発効要件と呼ばれます）を、満たせば発効します。京都議定書は、条約の締約国の55カ国以上が批准し、かつ1990年の先進国のCO₂排出量の55%分に当たる国々が批准を行うという条件を満たした90日後の2005年2月16日に発効しました。

●締約国会議

この条約や議定書に参加している国のことを、「締約国」（英語ではParties）と呼びます。そのため、それら締約国が年に1回集まって開催される会議のことを、条約では「締約国会議」（Conference of the Parties/COP）、そして、議定書では「締約国会合」（Meeting of the Parties/MOP）といいます。

このような締約国が集まって開催される会議には、最高意思決定機関であるCOPやMOP以外に、その下に置かれている2つの常設の「補助機関（Subsidiary Bodies/SB）の会合があります。「実施に関する補助機関（SBI）」と、「科学的、技術的な助言に関する補助機関（SBSTA）」です。さらに、現在、2013年以降の次期枠組みに関する議論のように、期間を決めて重点的に話し合う必要がある論点については、「特別作業部会（AWG）」が臨時的に設置されます。

条約と議定書には、意思決定に関する手続き規則が規定されていません。そのため、全ての会議において、意思決定は、コンセンサスで行われます。意思決定においては、排出量や経済的な規模が全然違うアメリカもツバルも同等です。

●交渉グループ

国の中にも、地理的、経済的な条件に近い国があります。それらの国々はだいたい、主張も似ることも多いです。そのような国がグループをつくり、協力しあって、交渉にあたっています。「交渉グループ」と呼ばれており、主に、以下のようなグループがあります。

交渉グループ	参加国	ポジション
アンブレラグループ	アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本、ノルウェー、アイスランド、ロシア、ウクライナ	先進国だけではなく、排出量が比較的大きい主要な途上国にも対策を（できれば同じ形で）すべき。自国の削減義務はできるだけ緩やかなものがいい。
		消極的

交渉グループ	参加国	ポジション	
EU	欧州連合に加盟する 27 カ国	長期的には工業化前に比べ 2°C 未満に気温上昇を抑えるべき。そのために、2020 年 20%削減してもいい。	積極的
環境十全性グループ (Environmental Integrity Group)	OECD に加盟し、G77 と同じ立場で交渉しにくくなった韓国、メキシコと、EU にもアンブレラにもはいていないスイス（一時、モナコ、リヒテンシュタインが参加）	自分たちも対策を実施するが、先進国と同じ形は避けたい。（韓国・メキシコ）	普通
G77 + 中国 (Group of 77 and China)	131 の途上国	歴史的な排出量や責任から、先進国は大幅削減を実施すべき。自分たちも対策を実施するが、先進国からの技術と資金が必要。適応に関する支援もほしい。	普通
小島嶼国連合 (Alliance of Small Island States, AOSIS)	サモア、ツバル、モルジブ、アンティグア・バブダなど海抜が低い国や、島国	世界全体に対し、早期対策の実施と適応措置への支援を強く要求。	積極的
後発発展途上国 (Least Developed Countries)	国連経済社会理事会 (ECOSOC) の基準によって、最も経済的に貧しいとされる 50 カ国	世界全体に対し、早期対策の実施と適応措置への支援を強く要求。	積極的
石油輸出国機構 (Organization of Petroleum Exporting Countries)	OPEC 加盟国	石油産業に影響するため、温暖化対策の実施には消極的。先進国がとる温暖化対策によって経済的に悪影響を受けるとその補償を要求。	消極的

他にも、アフリカ、南米など地域別のグループもあります。また、アメリカは、アンブレラグループに入っていますが、京都議定書の締約国ではないため、議定書関連の会議では、オブザーバーとなり、意思決定には関与しません。

代表して発言する議長国を持ち回りで決められています。会議開催期間中は、交渉が始まる前（朝）と後（夕方）に各グループで集まり、議長国を中心に、各グループの意見調整やポジションのとりまとめをしています。

●究極の目的

気候変動枠組条約のもと各国が目指す目標で、気候変動枠組条約第 2 条に規定されています。大気中の温室効果ガス濃度を危険でないレベルに安定化させるとしていますが、危険でないレベルがどの程度なのかは明記されていません。また、IPCC のもと、科学的にどのようなレベルに安定化させるとどのような影響が予測され、そのためにはどれだけの削減がいつまでに必要かという排出シナリオが発表されていますが、どのレベルにすべきとは書いていません。コペンハーゲンに向けた次期枠組み議論の中で、最新の科学的な知見を踏まえつつ、長期のビジョンの共有するための議論が行われています。

●共通だが差異ある責任

地球温暖化への世紀人は全世界共通のものだが、歴史的な排出量などを考慮し、先進国における責任がより大きいため、途上国と差異があるという考え方です。気候変動枠組条約にも原則として書かれています。これらの原則にのっとり、京都議定書の第 1 約束期間では、途上国に削減義務を課すことはしませんでした。

●京都メカニズム

京都議定書では、数値目標をもつ先進国に対し、その達成手段として、国内での対策以外に、他の国で温暖化対策事業を実施することや、他の国から排出枠を買ってくることを認めています。これらは、「クリーン開発メカニズム（CDM）」、「共同実施（JI）」、「排出量取引（ET）」というもので、総称して「京都メカニズム」と呼ばれています。これらは、国内の削減努力に対して、補完的に使うことが認められています。

●クリーン開発メカニズム（CDM）

京都議定書の下で数値目標をもつ先進国が、資金や技術を提供し、削減目標をもたない途上国で、途上国の持続可能な開発を実現し、かつ、温室効果ガスの排出削減もできる事業を実施し、その事業によって得た削減分を先進国は自国の数値目標達成に利用できるというしくみ。

●共同実施（JI）

京都議定書の下で数値目標をもつ先進国が、同じく数値目標をもつ他の先進国で温室効果ガスの削減事業を実施し、その事業によって得た削減分を自国の目標達成に利用できるというしくみ。

●排出量取引（ET）

京都議定書の下で数値目標をもつ先進国の間で、削減分（排出枠）を売買することができる国際的なしくみ。

●森林による吸収量のカウント

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできるものとして、森林や海洋などが挙げられます。京都議定書では、1990年以降人間が手を加えた新規植林、再植林、土地利用変化などによって、森林が吸収した量を削減とみなし、先進締約国が温室効果ガス削減目標達成にカウントしてもよいことが認められています。しかし、森林によって固定された炭素は、寿命によっていずれ大気中に放出されるため、一時的な削減にしかありません。また、樹木の種類や気候条件などによって実際の吸収量にはばらつきがあるうえ、自然のまま森林が吸収する量と人間が手を加えたことによって吸収する量を明確に分けることも非常に難しいという問題があります。さらに、吸収量をカウントすることによって、地球温暖化問題の本質的な解決につながる化石燃料起源からの温室効果ガスの排出削減が進まなくなるという問題もあります。

◆気候ネットワーク『よくわかる地球温暖化問題』（中央法規、2009年）

温暖化問題を全般的に把握するのに役立ちます。様々なデータがあり、入門書に最適です。

◆磯崎博司「京都議定書の発効に至るまでの経緯」『ジュリスト』第1296号（2005年9月）

京都議定書発効までの期間の交渉過程について説明されています。

◆『環境と公害』（岩波書店）

1996年以降、条約・議定書での会合の後、毎回国際会議報告が掲載されている。各会議についての論点・課題が詳しく述べられている。

◆京都議定書研究会『京都議定書の解説』（京都議定書研究会、2005年）

議定書の条文や内容について解説している。条約への深い理解を求める人向けである。

◆高村ゆかり「京都議定書第1約束期間後の地球温暖化防止のための国際制度をめぐる法的問題」『ジュリスト』第1296号（2005年9月）

◆高村ゆかり・亀山康子編『地球温暖化交渉の行方』（株式会社大学図書、2005年）

各国の温暖化対策、京都議定書の約束期間以後の2013年以降の新たな制度設計について述べられている。

◆高村ゆかり・亀山康子編『京都議定書の国際制度』（信山社、2002年）

議定書の運用規則策定交渉の経緯、ボン合意、マラケシュ合意等をわかりやすく紹介している。また、巻末に主要な参考文献表が記載されている。

◆竹内敬二『地球温暖化の政治学』（朝日新聞社、1998年）

ジャーナリストの視点から、条約交渉・議定書交渉の過程を述べてられている。

◆田邊敏明『地球温暖化と環境外交』（時事通信社、1999年）

条約・議定書の交渉過程を、当時、外務省の担当大使として交渉にあっていた著者が当事者の立場から述べている。

【参考 URL】

- ・特定非営利活動法人 気候ネットワーク <http://www.kiconet.org/>
- ・財団法人 WWF ジャパン <http://www.wwf.or.jp/>
- ・特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）
<http://www.bnet.ne.jp/casa/index1.htm>
- ・全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA） <http://www.jccca.org/>
- ・独立行政法人 国立環境研究所 <http://www.nies.go.jp/index-j.html/>
- ・財団法人 地球産業文化研究所（GISPRI） <http://www.gispri.or.jp/>

<英語>

- ・気候行動ネットワーク（CAN：Climate Action Network） <http://www.climatenetwork.org/>
- ・気候変動枠組条約事務局（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）
<http://unfccc.int/2860.php/>
- ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Inter-governmental Panel on Climate Change）
<http://www.ipcc.ch/>



気候ネットワーク

<http://www.kikonet.org>

2009年6月

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル 高倉ビル 305

TEL 075-254-1011 / FAX 075-254-1012

E-mail kyoto@kikonet.org

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2階

TEL 03-3263-9210 / FAX 03-3263-9463

E-mail tokyo@kikonet.org

この冊子は、平成 21 年度独立行政法人環境再生保全機構「地球環境基金」の助成を受けて作成しています。